

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 26-6	学校 中学校	教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 1
-----------	--------	-------	-----------	------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	口絵②	中左	「シューベルト自筆譜」の説明文 1～2行 「伴奏が簡略化されて書かれた譜で～」	生徒にとって理解し難い内容である。 （説明が不十分で、「簡略化」の意味が不明確である。）	3- (3)
2	10	左	学習のねらい（右） 文中の「テクスチュア」	生徒にとって理解し難い用語である。 （具体的な説明、あるいは説明を施している箇所との関連が示されていない。）	3- (3)
3	22	上	「指揮をしてみよう」 1～3行 「指揮は拍子やリズム、速度を示すだけでなく、声や楽器の入るタイミングなども示します。～アンサンブルを整えるために重要な役割をにないます。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （指揮によって表出される事柄が整理されていない。）	3- (3)
4	22	中	「いろいろな拍子の指揮の例」	生徒にとって理解し難い内容である。 （説明が不十分で、状況に応じて指揮をどのように変化させるのかが分かりにくい。）	3- (3)
5	23	下	「赤とんぼ」の楽譜の下部右の記入欄 及び活動の指示文	生徒にとって理解し難い内容である。 （枠内に記入する内容が不明確である。）	3- (3)
6	32	左	学習のねらい（左） 「音楽の構造を理解して鑑賞しよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「音楽の構造」が示す内容が不明確である。）	3- (3)
7	37	下	「他の作曲家の「魔王」を聴いてみよう」 2行 「～ライヒャルトは、当時、盛んに用いられた歌曲の作曲方法で作品を残しました。」	生徒にとって理解し難い内容である。 （時期や作曲方法に関する具体的な記述がない。）	3- (3)
8	38		「魔王」の楽譜 2段	生徒が誤解するおそれのある内容である。 （1段に照らして、省略が行われていることが示されていない。）	3- (3)
9	45	中	関連鑑賞曲に関する説明文 2～3行 「ここでは、関連する尺八の音色を味わってみましょう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （どのような関連があるのかが不明確である。）	3- (3)
10	48	下左	「交響詩とは」 説明文（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「自然や文学的な内容などを聴く人へのヒントとしながら、オーケストラを用いて自由な形で描く」の表現が不明確である。）	3- (3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

2 枚中 2 枚目

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 1 枚目

受理番号 26-7		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	
	ページ	行				
1	上巻 表見返	下	「宮本亜門 演出家」 2行 「ストレートプレイ」	生徒にとって理解し難い用語である。 （具体的な説明がない。）	3- (3)	
2	20	上	「指揮をしてみよう」 1～3行 「指揮は拍子やリズム、速度を示すだけでなく、声や楽器の入るタイミングなども示します。～アンサンブルを整えるために重要な役割をにないます。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （指揮によって表出される事柄が整理されていない。）	3- (3)	
			（以下 下巻16ページ 「指揮をしてみよう」 1～3行 「指揮は拍子やリズム～重要な役目を果たします。」）			
3	20	中	「いろいろな拍子の指揮の例」	生徒にとって理解し難い内容である。 （説明が不十分で、状況に応じて指揮をどのように変化させるのかが分かりにくい。）	3- (3)	
4	27	上	「楽曲について」 3行 「主題が形を変えながら繰り返し現れます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （主題となる旋律の音の動きが変化するかのよう読み取れる。）	3- (3)	
5	32 ①		「交響曲第5番 ハ短調 作品67から第1楽章」の楽譜 1～5小節の「第1主題」の表示	生徒が誤解するおそれのある表示である。 （第1主題の範囲については諸説あることが示されていない。）	3- (3)	
6	33 ①		「雅楽「越天楽」（平調）」の楽譜 「竜笛」及び「箏篋」のパート （以下 38ページの楽譜中の「竜笛」及び「箏篋」のパート）	不正確である。 （実音と相違することが示されていない。）	3- (1)	
7	40	左下	「ショーム」の説明 4～7行 「17世紀後半になると、同じ発音の仕組みをもつオーボエに変わっていきます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ショームがオーボエに変化したかのように読み取れる。）	3- (3)	
8	41	上右	「筑前琵琶」に関する記載 1～4行 「筑前琵琶は、主に九州で僧侶によって演奏された楽器です。」	不正確である。 （主に九州で僧侶によって演奏された楽器ではない。）	3- (1)	
9	42	中左	「交響組曲」の説明文 「管弦楽のために書かれた交響曲のような規模と構成をもつ組曲のこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （規模や構成が交響曲と同様であるかのように読み取れる。）	3- (3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 2 枚目

受理番号 26-7		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	
	ページ	行				
10	48	左	学習のねらい（右） 「音階と身近な数字との関係を工夫し、 楽しみながら動機をつくり表現しよう。 。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （音階と数字の関係を工夫する手段が不明確である。 ）	3- (3)	
11	53	中右	図版の補足説明 1項 「早池峰神楽には、大償と岳の二つが ある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「大償」と「岳」について、具体的な説明がない。）	3- (3)	
12	56 - 57		「さくら変奏曲」（全体）	生徒にとって理解し難い提示である。 （楽曲の演奏形態に関する説明がない。）	3- (3)	
13	59	下	「リズム・アンド・ブルース」4～6行 「リズム・アンド・ブルースはソウル ・ミュージックにつながり、ロックン ロールの誕生にも影響を与えました。 」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソウル・ミュージックの成立が、ロックンロール の誕生に先立つものと読み取れる。）	3- (3)	
14	75	右	「工夫してみよう」 「北の大地に思いを寄せる歌詞の内容 を捉え～」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （歌詞から捉えることができるかのように読み取れ る。）	3- (3)	
15	79	上右	楽曲の著作に関する記載 「稲垣千穎 作詞 スコットランド民 謡～」	生徒にとって理解し難い表記である。 （既存の曲に日本語の歌詞が付けられたことが分か りにくい。）	3- (3)	
16	80		「故郷」の楽譜 5段3小節 「Meno mosso」 （以下 下巻 69ページ 2段3小節「♭ ♭」 80ページ 5段3小節	生徒にとって理解し難い用語及び記号である。 （図書中に説明がない。）	3- (3)	
			「Meno mosso」)			
17	84 ①	上	「調（長調と短調の音階、平行調）」 の各譜例	生徒にとって理解し難い内容である。 （「音名」と「階名」に関する表示または説明がない。）	3- (3)	
18	口絵④		「吹きもの」の楽器の各図版	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「竜笛」、「能管」及び「篠笛」が横笛であること が分かりにくい。）	3- (3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 3 枚目

受理番号 26-7		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
19	下巻 口絵②	右下	赤字で示された文 「秘する花を知ること。～一切のこと、 諸道芸に…」	生徒にとって理解し難い内容である。 （同ページ左に示された自筆の文と相違する箇所があることが示されていない。）	3- (3)	
20	16	上	「指揮をしてみよう」 4～5行 「花（3番）」の楽譜の下に、指揮 の図形と注意することなどを書き込んで みましょう。」	生徒にとって理解し難い内容である。 （「フェルマータ」を含む部分の指揮の方法に関する説明がなく、注意点を見出すことが困難である。）	3- (3)	
21	25	中	「活動2」 表中に示された楽器 「オーボエ・ダモーレ」及び「チェレ スタ」	生徒にとって理解し難い内容である。 （具体的な説明がない。）	3- (3)	
22	33 ②	中左	「能が演じられる場所」 7～8行 「橋掛という廊下のような舞台が使わ れます。舞台の四隅には～」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （橋掛と本舞台を混同するおそれがある。）	3- (3)	
23	33	下右	沖縄 組踊「銘苅子」の図版のキャプ ション 「天女（母）：宮城能風」	不正確である。 （人名の表記。）	3- (1)	
24	34	上左	「能の音楽を体験しよう」 1行 「能の謡は西洋の音階とは異なります 。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （西洋の音階と比較する対象が不明確である。）	3- (3)	
25	37	上左	「文楽の音楽」 1行 「文楽の中心人物は人形ですが～」	生徒にとって理解し難い表現である。	3- (3)	
26	37	下	「最後の場面を語ってみよう」 左下の文 「「さらば、さらば」も声ばかり～ 跡白浪とぞなりにける」	生徒にとって理解し難い内容である。 （同ページ右下の「床本」の内容と相違する箇所があることが示されていない。）	3- (3)	
27	39	下	「アランブラ（アルハンブラ）の思い 出」の作曲者の表示 「フランシス・タレガ」	不正確である。 （人名の表記。）	3- (1)	
28	44	上右	著作に関する記載 「ワイス、ベレッティ、クレアトレ 作詞・作曲」 （以下 45ページ上）	不正確である。 （著作者が適切に示されていない。）	3- (1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 26-7	学校 中学校	教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
-----------	--------	-------	-----------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
29	47	下	「活動3」の指示文	生徒にとって理解し難い内容である。 (活動内容が不明確である。)	3-(3)
30	50	上	「私たちのくらしと音楽」 本文下の注 「※外国の著作物の場合は、相手国により期間が変わります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (相手国によって対応が変わるかのように読み取れる。)	3-(3)
31	72 - 73		「地球の息吹につつまれて」の楽譜	楽譜の表記が不適切である。 (「D. S.」に対応する記号が記載されていない。)	固有 3-(1)
32	76	脚注	「カンタータ」の説明 「オーケストラの伴奏による、大規模な声楽曲」	不正確である。 (編成や規模を適切に示していない。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 26-15	学校 中学校	教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
------------	--------	-------	-----------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	上巻 17	中	「Step 1」 リズム譜の上部に記載された「旋律の 音の動き」を表す線	生徒にとって理解し難い表示である。 (線の濃淡の意味が不明確である。)	3-(3)
2	18	中右	「アメイジング グレース」説明文 「ゴスペルのスタイルによる混声合唱 で、ジャズ風のハーモニーや躍動する リズムが魅力的です。」	生徒が誤解するおそれのある内容である。 (この楽曲自体が持つ特徴であると読み取れる。)	3-(3)
3	26		「花の季節」 2段4小節「poco」 (以下 59ページ 4段、75ページ 1段、 下巻21ページ 1段、55ページ 4段、 57ページ 2段、62ページ 2段「poco」	生徒にとって理解し難い用語である。 (図書中に説明がない。)	3-(3)
			上巻59ページ 5段、下巻55ページ 5段「allargando」 下巻56ページ 4段、62ページ 4段 「poco a poco」 下巻63ページ 2段「riten。」)		
4	78	下右	「曲の形式」の例示	生徒が誤解するおそれのある表示である。 (各形式それぞれに示された2つの例が、続いている ものであるかのように読み取れる。)	3-(3)
5	下巻 45	上右	「ロマの音楽」 6行 「ロマ…世界各地に住む少数民族の一 つ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ロマに関する説明が不十分である。)	3-(3)
6	46	上	「ポピュラー音楽を聴いて、その特徴 を味わおう。」1～4行 「「ポピュラー音楽」とは、広い意味で は～その大部分は20世紀以降につくら れました。」	生徒が誤解するおそれのある内容である。 (ポピュラー音楽固有の説明とはいえ、また、「ク ラシック音楽」以外の音楽を指すとするのは適切では ない。)	3-(3)
7	口絵7	上左	「平家女護島」の図版のキャプション 「俊寛僧都：吉田玉男」	生徒にとって理解し難い表示である。 (「人形遣い」を示していることが分かりにくい。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。